

【実践税務調査】名目監査役に支払った賞与および残業手当の取扱い

税理士 牧野 義博

各地に事業所を持つ同族経営の有限会社に税務調査が入りました。調査官は役員および従業員の給与関係について調査を始めています。

調査官 役員の状況を見ると親族関係の方が多そうですね。

代表者 ええ、気心が知れているので経営しやすいですよ。

調査官 甲さんは監査役となっていますが、営業所長でもありますね。

代表者 それが何か問題でもありますか？

調査官 商業登記簿や定款にも監査役の記事がありますので間違いないですね。
一人別の給与台帳を見ると監査役の甲さんには基本給、通勤手当のほかに残業手当、深夜手当および休日手当（以下「残業手当等」）並びに賞与の支給もされています。

代表者 甲は監査役ではなく使用人です。会社設立の際に、定款のひな形に記載されていた監査役の欄を埋めるために甲に無断で名前を借用したので、定款および商業登記簿に甲の名前が記載されているにすぎません。現に、甲は他の従業員と同様の給与基準に服するとともに、雇用保険に加入し、毎日現場に従事しています。
甲が監査業務に携わったことは一度もなく、いわば名目上の監査役であり、実際には使用人として働いているのだから、使用人としての職務を有する役員、つまり使用人兼務役員ですね。

調査官 結論から申し上げますと、監査役は使用人兼務役員になることが許されておりません（法人税法第34条第5項および法人税施行令第71条第1項第4号）。法人税法では定期同額給与を除き、これを損金に算入することができないとされています（法人税法第34条第1項）。
本件の場合、残業手当等については支給額が一定でなく、また、賞与についても支給時期や支給額が一定していませんので、定額給与には当たらず臨時的な給与に当たり、かつ、使用人兼務役員になり得ない監査役に対して支給されたものであるから、損金の額に算入しない役員賞与に該当するとともに、損金の額に算入されない役員の給与に該当します。
従って、本件残業手当等および賞与を所得の金額の計算上、損金の額に算入することはできません。

代表者 甲は適法に監査役に選任されていません。また、甲は専ら使用人としての業務を行っていたのであるから、本件残業手当等および賞与を所得の金額の計算上、損金の額に算入すべきです。

調査官 有限会社法では「原始定款によって監査役を選任することができる」こと、あなたの会社の「原始定款に甲を監査役に選任する旨の記載がある」こと、「甲はあなたの会社の従業員であり、原始定款に甲の記名押印が認められる」こと、「原始定款の認証を受けるためには、従業員の印鑑証明書を公証役場に提出する必要がある」こと等の事情からすれば、甲は、自己の意思に基づきあなたの会社の定款によって適法に監査役に選任されたと認められます。
そして、実定法上および租税法上、監査役が使用人を兼ねることは禁止をされている以上、専ら従業員としての業務を行っていたこと等をもって、適法に選任された監査役を従業員として扱うことはできません。

【筆者紹介】 牧野義博(まきの・よしひろ)

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には『ザ・税務調査1～3』『税務トラブルと債務の確定』（大蔵財務協会）ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。

